



松村 慶次議員

和水町の活性化施策の根本理念について

問 三位一体改革への流れの中で、地方自治体の財政基盤の自立と地域活性化は、待ったなしの課題である。和水町の自立に向けた真の活性化に不可欠な「町づくり」の根本理念について、町長の理念・方針を伺う。

答 地方分権法が施行され、三位一体改革の推進により地方自治体の財政事情が悪化している。地方は現実を見極め、自己判断・自己責任での取り組みが求められている。和水町においても合併協議会における基本構想・基本計画を実施計画へと進めたいが、基本的には、町の活性化・住民福祉の充実を図っていききたい。

人口問題と学校統合問題の基本的な考え方について

問 まず、市町村の活性化で避けて通れないのが、過疎化の歯止めと人口の増加という課題である。又、特定の地域が文化的な社会生活を維持する為には、一定のバランスのとれた人工確保が最低の条件となる。6月定例議会において、町長は、学校統合についての見解を表明されたが、和水町の各地域社会の健全且つ正常な営みを確保する上で、いま学校統合を拙速に推進することが、本当に適切であるのか、財政面でも、和水町の後世に多額の弁済債務を残してしまうことになる。当面は和水町教育委員会の過渡的措置の提言に沿った教育施策を選択することも英断ではないかと考えるが如何か。

答 人口問題については、厳しい状況ではあるが、移住促進に向けて、三加和地区の分譲事業・レンガ住宅裏に関する議論など学校統廃合問題と関連して検討して行きたい。小学校統合同題については、議会で適切にまとめられた最終報告に沿って推進している

処である。次の市町村合併も視野に入れて進めて行きたいと考えており、ご理解願いたい。

問 過疎債・特例債による学校統合は、我々だけでなく後世にも大きな負担を残すことになると思うが如何か。

答 菊水地区の小学校校舎においては、耐震の問題もあり、管理費・修繕費を勘案すると、いつかは建替えが必要になる。合併特例債の活用により、14、15億を、10、20年掛けて返済するが、その手当てはついていてるので、ひとつご理解願いたい。

和水町のシンボルと

町民の郷土愛醸成について

問 船山古墳の歴史的価値を生かし、和水町のシンボルとして、また貴重な観光資源としての周辺整備はできないか。

答 和水町には船山古墳・田中城・豊前街道その他数多くの遺跡・遺産があり、新幹線開通までには整備管理しなくてはならない気持ちで一杯だ。万世の都運営協議会・菊池川河川運営委員会・ロマン

館運営委員会等とも連携して動いている処である。財政面の課題はあるが、町執行部としても関連部署合同の会議も開始したところである。



町のシンボル『船山古墳』全景

地域活性化を前提とした

道路施策について

問 地域活性化を前提とする道路建設について提言したいが、ポイントは「如何にして、和水町に車を止めるか」にあると考える。道路は県道の整備に留め、新道の建設よりもむしろ観光拠点としての船山古墳周辺の整備を進め、人や車をそこに導く道路計画の方が得策と考えるが如何か。

答 現在、江田あたりは朝晩に大変なラッシュになっておりそのバイパスとして内藤橋の整備は必要である。又、玉杵橋から山鹿玉名を結ぶ道路も将来に向けて生かされる道路だと思われ、これらの道路整備には是非取り組んでいきたい。やはり箇所箇所での必要な道路は建設していかなければならないと考える。

居住人口維持増加のための住宅環境整備について

問 居住人口増加対策としての住宅環境の整備と町の景観整備が必要であると考え。杉の美林化・雑木林の里山化によりイメージアップを図り、「住みたい町」「なごみ町」への変貌が求められると思うが。

答 「住みよい町」「住みたい町」という双方を考えた町づくりの展開をしていかなくはならないと考える。家庭菜園は生活を潤す都会人の憧れであり、住宅環境づくり、又、栽培技術にあたってはJA等とのタイアップなども考慮に入れながら住宅施策に取り組んでまいりたい。



小山 暁議員

三加和中体育館問題について

分、空気の流通がしにくく通常以上の換気面積を確保する必要があったことと、床下の通気換気量が不足したことが原因で結露を生じたことを認めた。

問 補修請求や損害賠償請求は行使できるのか。

答 補修は、安藤建築研究所が全面的に行うことになっている。ただし、損害賠償については請求しない。

問 今後問題が発生した場合の措置として、確約書を取ってもらいたいと思うが。

答 安藤氏自身に確約書を書いてもらうことにしている。

町営住宅の家賃滞納問題と町税等の滞納対策について

問 現時点での家賃滞納世帯総数と滞納累計額及び町税等の滞納累計額はどうか。

答 平成20年9月現在の滞納世帯は、34件で滞納額

か。

文化財案内板の設置について

問 貴重な文化財を次代に継承していくためには、町内に所在する文化財を町民や見学者に理解してもらうため案内板の設置が求められているが、案内板の設置状況はどうなっているのか。

答 平成18年度・19年度で10ヶ所建てかえや補修等を行っている。本年も3ヶ所計画している。

問 寛永14年（1637）の天草島原の乱の折り、細川藩は川尻港から島原港まで、内田手永の孤田水夫に兵糧の輸送を命じたと記録が残っているが、当時菊池川を上下する孤田船の中継所でもあった『船着場』に平成19年10月31日、地元孤田地区の協力を得て、豊前街道顕彰会（民間の文化財保護団体）が、記念碑を建てたが、昨年同顕彰会や地元から案内板の設置要望があがっていたが計画はどうなっているのか。

答 既に建築場所を含めて

原案の内容を検討中で、本年10月の文化財審議会にかける予定。



文化財案内板設置予定箇所「孤田船着き場跡」

ふるさと納税制度について

問 4月の地方税法改正で創設された『ふるさと納税制度』のしくみと本制度活用について町長の考えを伺いたい。

答 ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう創設された制度で、納税者が地方公共団体に寄付すると、寄付した金額の一部が所得税から控除されるしくみとなっている。本制度を活用し財源の確保に努めたい。

問 本制度実施に向けての計画進捗状況と事業担当課はどこになるのか。

答 現在、要綱等の整備を進めている。事業の所管課は、総務課企画室で担当する。

答 結果として、瑕疵を認めた。

当体育館の床下高さが低い